

## 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 認定後の手続き等について

### 1. 竣工までの手続き

#### (1) 畜舎建築利用計画の変更認定申請

畜舎建築利用計画の認定を受けた畜舎等（以下、認定畜舎等）の畜舎建築利用計画を変更する場合は、「畜舎建築利用計画の変更認定申請書」（様式第5号）に関連資料を附して知事に申請し、認定を受ける必要があります。

「畜舎建築利用計画の変更認定申請書」の申請は、はじめに提出いただいた「畜舎建築利用計画の認定申請書」（様式第2号）と同様の添付書類が必要となりますが、下記に記載する軽微な変更の範囲の変更の場合は、「畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出書」（様式第8号）の届出での手続きとなります。

#### (軽微な変更の範囲)

- ・ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 申請者が畜舎等で行う畜産業の内容
- ・ 申請に係る畜舎等の工事管理者及び工事施工者
- ・ 畜舎等の種類、工事施行地又は所在地並びに規模及び間取り
  - イ 畜舎等の高さが減少する場合における畜舎等の高さの変更
  - ロ 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更
  - ハ 間取りの変更

#### (2) 仮使用認定申請

3,000㎡を超える認定畜舎等は工事完了届を提出した後でなければ使用できませんが、安全上・防火上・避難上支障がないと知事が認めた場合は、工事完了届を提出する前でも認定畜舎を仮使用することができ、その場合は、「仮使用認定申請書」（様式第10号）を提出します。

### 2. 竣工後の手続き

#### (1) 工事完了届

竣工後は工事が完了した日から4日以内に「認定畜舎等の建築等工事完了届」（様式第9号）を提出する必要があります。

#### (2) 特例畜舎等であることの標示

建設後には当該畜舎等の見やすい場所に畜舎特例法認定済の畜舎等であることを掲標示する必要があります（様式第1号）。

### (3) 避難訓練の記録（B構造畜舎のみ）

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する必要があります。

### (4) 避難方法の説明（B構造畜舎のみ）

畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項の説明が必要となります。そのため、畜舎内に避難経路等を図示した資料を準備しておくのが望ましいです。

## **3. 地位の継承等があった場合の手続き**

認定畜舎等を相続等した場合、**相続等の日から30日以内に知事へ届出を行う必要**があります。相続等の内容により次のいずれかの届出を提出する必要があります。

### (1) 認定計画実施者の相続届

認定畜舎等の所有者の死亡等により相続を行う場合は「認定計画実施者の相続届」（様式第12号）による届出が必要となります。

### (2) 認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請

認定畜舎等を譲渡及び譲受けした場合は「認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書」（様式第13号）による申請が必要となります。**法人化についてもこれに該当するため手続きが必要となります。**

### (3) 合併認可申請

認定畜舎等の認可を申請した法人が合併する場合は「合併認可申請書」（様式第14号）を提出のうえ認可を受ける必要があります。

### (4) 分割認可申請

認定畜舎等の認可を申請した法人を分割する場合は「分割認可申請書」（様式第15号）を提出のうえ認可を受ける必要があります。

### (5) 解散届出

認定畜舎等の認可を申請した法人が合併以外の理由で解散する場合は「解散届出書」（様式第16号）により届出が必要となります。

## 4. その他の手続き

### (1) 利用状況定期報告

畜舎建築利用計画の認定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、4年目の年度の6月30日までに「認定畜舎等の利用状況定期報告書」（様式第17号）を提出する必要があります。

（例：令和5年5月1日に認定を受けた場合は、令和9年6月30日までに提出が必要）。なお、報告については報告の日前1月以内に調査したものである必要があります。

### (2) 滅失届

認定畜舎等が滅失した場合、「認定畜舎等の滅失届出書」（様式第18号）を提出する必要があります。

（留意点）

各書類の提出先はいずれも畜舎の所在地を管轄する振興局になります。

振興局	連絡先	管轄市町村
東部振興局	0978-72-0409 (農山漁村振興部)	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村
中部振興局	097-506-5732 (農山漁村振興部)	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部振興局	0972-24-8645 (農山漁村振興部)	佐伯市
豊肥振興局	0974-63-1172 (農山村振興部)	竹田市、豊後大野市
西部振興局	0973-23-2585 (農山村振興部)	日田市、玖珠町、九重町
北部振興局	0978-32-0622 (農山漁村振興部)	中津市、宇佐市、豊後高田市

各種様式については、国のHPより最新版をダウンロードして利用してください。  
[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l\\_tiku\\_manage/chikusya.html](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_tiku_manage/chikusya.html)

総合窓口 大分県農林水産部畜産振興課  
畜産企画班 (097-506-3674)